最終更新日：2018年12月5日

高砂香料工業株式会社
代表取締役社長　桝村　聡
問合せ先：取締役常務執行役員　川端　茂樹
証券コード：4914
https://www.takasago.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
（1）株主の権利を尊重し、平等性を確保するとともに、株主のほか従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
（2）会社情報を適時・適切に開示し、透明性の確保に努めます。
詳しくは、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。
https://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2018.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則4－1③）
当社の代表取締役社長の後継者育成計画および承継計画については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第23条の通りです。
今後、取締役会による後継者育成計画および承継計画への主体的な関与や、後継者育成計画および承継計画の監督方法について、検討してまいります。

（補充原則4－2①）
当社の取締役の報酬等については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第26条の通りです。
今後、取締役会の監督機能を高度化する方向で検討してまいります。

（補充原則4－10①）
当社は現時点においては任意の諮問委員会を設置しておりません。
今後、取締役会において検討してまいります。

（原則4－11）
当社は現時点ではジェンダーや国際性等の多様性を含む構成となっておりません。
今後、取締役会において検討してまいります。

（原則5－2）
当社の資本政策については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条の通りです。
今後、取締役会において具体的な公表やご説明について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1－4）
政策保有株式については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第4条において、以下を定めております。

・政策保有株式の保有方針は、取引関係の維持強化や安定した資金調達など事業の円滑な推進により、中長期的に当社の企業価値を向上させることを目的とすること。
・取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、中長期的な収益機会や配当等も含めたリターンおよびリスクを総合的に勘案し保有の合理性を確認し、政策保有株式として保有することの合理性が確認できない場合は、当該株式保有を縮減すること。
・政策保有株式の議決権行使に関して、当社の保有方針への適合性、株式保有先企業の企業価値の向上、ひいては当社の企業価値の向上に資するか否かを判断した上で適切に議決権を行使すること。
・当社の株式を保有している企業と、経済合理性について十分に検証しないまま取引を継続するなど、当社や株主共同の利益を害するような取引を行わないこと。また、当該企業から、株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げないこと。

なお、当社は年度末時点における政策保有株式について、保有の合理性を個別に検証し、取締役会において確認しております。今後も継続的に検証を進め、株式保有先との対話を通して保有金額の圧縮や適正化に努めます。

（原則1－7）
関連当事者間の取引については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第6条において、以下を定めております。

・当社取締役との取引にあたっては、法令および社内規程に従いあらかじめ取締役会の承認を経て行うこと。
・当社の主要株主との取引にあたっては、取引条件が一般の取引と同様であることが明確な場合を除き、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないよう、法令および社内規程に従い、あらかじめ取締役会の承認を経て行うこと。

（原則2－6）
企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第10条において、以下を定めております。

・企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当部門が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材の育成や計画的な配置に努めること。
・企業年金の積立金の運用にあたり、運用機関の選定、管理および評価等に関し、運用基本方針を定めること。

(原則3－1)
(1) 企業理念、経営基本方針については、以下の通りです。

企業理念
技術立脚の精神に則り社会に貢献する。

経営基本方針
・地球環境に配慮し、地域社会を大切にした、世界の人々から共感を得られる企業を目指す。
・信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す。

企業憲章については、以下をご参照ください。
https://www.takasago.com/ja/aboutus/vision.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めております。以下をご参照ください。
https://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2018.pdf

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第26条において、以下を定めております。

・業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとすること。
・業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させ、かつ、中長期的な業績と連動させるものとし、代表取締役社長が、社外取締役の意見を踏まえ報酬案を作成し、取締役会で決定するものとすること。
・社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まないものとすること。

(4) 取締役および監査役の資格および選解任手続については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第17条及び第20条において、以下を定めております。

・優れた人格、当社の企業理念および経営基本方針に基づき、経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者が、当社の取締役として適任と考えること。
・取締役候補者の選定にあたっては、性別、年齢、国籍等を問わず、人物本位とするとともに、その多様性にも配慮すること。
・全ての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象とすること。
・取締役の選解任にあたっては、代表取締役社長が、社外取締役の意見を踏まえ人事案を作成し、取締役会で候補者を決定すること。
・優れた人格、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験、必要な財務・会計・法務に関する知識とともに、高い倫理観を有している者が、当社の監査役として適任と考えること。
・当社の監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者が適任と考えること。
・監査役会を構成する者の多様性に配慮すること。
・補欠監査役を含む新任監査役の候補者は、本条の定めに従い、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定すること。

(5) 当社の取締役及び監査役の選解任基準については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第17条及び第20条の記載のとおりです。詳細は、原則3－1(4)の記載をご参照ください。
また、取締役・監査役候補者の個々の選任・指名の理由については、それぞれ株主総会参考書類に記載しています。

(補充原則4－1①)
取締役会の役割・責務、経営陣に対する委任の範囲については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第12条において、以下を定めております。

・取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上について責任を負うこと。
・取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営戦略および経営計画の策定や重要な投資案件等の業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行うこと。
・取締役会は、取締役会が決定すべき事項につき、社内規程にその内容を定めること。
・取締役会は、取締役会が決定すべき事項以外の業務の執行およびその決定について、代表取締役社長等の経営陣に委任するとともに、これらの職務の執行状況を監督すること。

(原則4－9)
独立社外取締役の独立性判断基準および資質については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第19条において、以下を定めております。

独立社外取締役の選任にあたっては、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第17条第1項に定める資質に加え、当社の独立性判断基準に抵触しないことを条件とすること。

第17条第1項:
当社の取締役は、優れた人格、当社の企業理念および経営基本方針に基づき、経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者が適任と考えます。

また、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の(別紙)に「社外役員の独立性に係る基準」を定めております。

（補充原則４－１１①）
取締役会の構成に関する考え方、取締役の資格および選解任手続については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第16条及び第17条において、以下を定めております。

・コーポレートガバナンスの一層の充実をはかるため、複数の社外役員を選任し、これら社外役員のさまざまな観点からの意見をふまえ、取締役会において適切な意思決定や監督の実施等がなされるよう努めること。
・優れた人格、当社の企業理念および経営基本方針に基づき、経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者が、当社の取締役として適任と考えること。
・取締役候補者の選定にあたっては、性別、年齢、国籍等を問わず、人物本位とするとともに、その多様性にも配慮すること。
・全ての取締役は、その任期を１年とし、定時株主総会決議による選任の対象とすること。
・取締役の選解任にあたっては、代表取締役社長が、社外取締役の意見を踏まえ人事案を作成し、取締役会で候補者を決定すること。

（補充原則４－１１②）
独立社外役員の兼任制限については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第21条において、以下を定めております。

・独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外の兼任を合理的な範囲にとどめ、当社はその兼任状況を毎年開示すること。

（補充原則４－１１③）
取締役会の実効性評価については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第25条において、以下を定めております。

・取締役会は、各取締役の自己評価等に基づき、取締役会全体の実効性について、毎年分析・評価を行い、その結果の概要を公表すること。

なお、本年の取締役会の実効性評価の結果については、「当社取締役会の実効性評価の結果の概要について」をご参照ください。
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1588764

（補充原則４－１４②）
取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第22条において、以下を定めております。

・取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないこと。
・取締役、監査役および執行役員に対して、経営者としてのスキル向上のため、年１回以上の研修を開催すること。
・新たに取締役、監査役および執行役員に就任する者に対するトレーニングに必要な機会を提供すること。

（原則５－１）
株主との建設的な対話に関する方針については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第27条において、以下を定めております。

・株主等との建設的な対話を重視し、経営トップを始めとした経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めること。これらの対話を通じて、当社グループの経営戦略や経営計画に対する理解を得る努力を行うとともに、株主等の声を真摯に受け止め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上につなげること。
・持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主等からの面談の申し込みに対し、その面談の目的も踏まえ、合理的な範囲で、経営陣幹部や役員が対応することを基本とすること。
・IR活動は管理担当役員が統括し、株主等との対話で把握した意見・懸念については、速やかに経営トップをはじめとする社内関係部門にフィードバックすること。
・株主との建設的な対話を促進するための取り組みとして、IR、経営企画、総務、法務、経理部門においては、一部部員の相互兼務や定期的な情報共有等を通じ、有機的な連携をはかること。
・アナリスト・機関投資家向け年２回のIR説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行うとともに、当該説明会用の資料は、当社Webサイトで開示すること。
・内部者情報管理規程に基づき、対話におけるインサイダー情報の漏えい防止に努めること。
・株主等との建設的な対話に資するため、定期的に株主名簿による株主構造の把握に努めること。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	2,833,200	14.35
日本生命保険相互会社	1,468,910	7.44
株式会社三菱UFJ銀行	947,146	4.80
共栄火災海上保険株式会社	780,870	3.95
中江産業株式会社	720,720	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	717,533	3.63
株式会社みずほ銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	486,681	2.46
HSBC BANK PLC - MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	480,000	2.43

株式会社紀陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	471,865	2.39
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS, NON TREATY 1 (常任代理人　香港上海銀行東京支店)	440,000	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野依 良治	学者										△	
松田 浩明	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

野依 良治	○	野依良治氏は、平成27年3月まで、独立行政法人理化学研究所の理事長を務めておりました。当社は平成29年度、独立行政法人理化学研究所に対し、同研究所100周年記念事業への協力も含め、研究支援目的で50万円を寄附しております。	野依良治氏は、有機合成化学の専門家として、長年研究に携わったほか、研究機関の要職を歴任し、組織運営の経験を有しております。同氏の研究者としての経験・識見を基にした客観的見地からの助言は当社の事業の競争力を高め企業価値向上に資すると判断しております。なお、当社は同氏が平成27年3月まで理事長を務めていた独立行政法人理化学研究所に対し、研究支援目的での寄付を行っておりますが、金額は僅少にとどまっております。また、同氏は東レ株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社と東レ株式会社の間には特別の関係はなく、当社の「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、当社からの独立性を有しております。一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員としての役割を十分に果たしていただけると判断し、独立役員に指定いたしました。
松田 浩明	○	松田浩明氏は、元々、リソルテ総合法律事務所のパートナー弁護士として、当社と顧問契約を締結しておりました。現在、当社は、同事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、平成29年4月から平成30年3月までの当社と同事務所との取引金額総額は2百万円です。	松田浩明氏は、企業法務分野における長年の実務経験を通じて、企業活動に係る法律に関する幅広い知見を有しております。同氏の法律専門家としての経験・識見を基にした客観的見地からの助言は、透明性の確保・経営監視の向上に非常に有用であると判断しております。なお、当社と同氏が所属するリソルテ総合法律事務所との取引金額及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、同事務所は、当社を主要な取引先とする者もしくは役員報酬以外に多額の金銭等を得ている法律専門家には該当せず、当社からの独立性を有しております。一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員としての役割を十分に果たしていただけると判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行っております。また当社内部監査部門は内部監査結果を監査役に報告し、監査役は、必要に応じ内部監査部門を活用できることとしております。さらに監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 一清	他の会社の出身者													○
中江 康男	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 一清	○	該当事項はありません。	大西一清氏は、その独立性に影響を及ぼし得る特段の属性を有しておりません。また、長年の行政機関での職歴を通じて培われた高い専門性と幅広い経験・識見を有しております。当社からの独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員としての役割を十分に果たしていただけると判断し、独立役員に指定いたしました。
中江 康男	○	該当事項はありません。	中江康男氏は、その独立性に影響を及ぼし得る特段の属性を有しておりません。また、長年の事業法人経営者としての職歴を通じて培われた企業経営全般に関する豊富な経験と幅広い識見を有しております。なお、中江康男氏が代表取締役社長を務める株式会社中江産業は当社の株主ですが、平成30年３月時点の議決権保有割合は3.7%であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、主要株主には該当しないため、当社からの独立性を有しております。一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員としての役割を十分に果たしていただけると判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

・当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
・「社外役員の独立性に係る基準」は、当社ウェブサイトにて公開しています。
https://www.takasago.com/ja/aboutus/cg _ policy _ 2018.pdf

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成29年６月28日開催の定時株主総会決議に基づき、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役の報酬等の開示については、事業報告及び有価証券報告書に開示しております。
2018年3月期　取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬　111百万円
2018年3月期　監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬　11百万円
2018年3月期　社外役員に支払った報酬　35百万円
(取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第26条において、以下を定めております。

・業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとすること。
・業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させ、かつ、中長期的な業績と連動させるものとし、代表取締役社長が、社外取締役の意見を踏まえ報酬案を作成し、取締役会で決定するものとすること。
・社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まないものとすること。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役との連絡窓口として秘書室及び経営企画部が連携し、必要に応じて事前または事後説明を行える体制としております。また監査役の直轄組織として監査役室を設け、監査役室スタッフを配置するとともに、必要に応じ内部監査部門を活用できることとしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は社外取締役2名を含む11名からなる取締役会が経営上の意思決定に係る最高機関となっております。取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図っております。また、当社は執行役員制を導入しており、執行役員で構成される執行役員会が取締役会の下部組織として、迅速かつ的確な意思決定に努めるとともに、取締役会は経営監督機能の強化により重点をおいております。基本的に、取締役会、執行役員会はそれぞれ月1回開催し、経営会議は四半期に一度開催しております。特に執行役員会については、四半期に一度、海外拠点の執行役員も出席し、グローバルでの経営報告及び課題について情報を共有し、議論を行う場として位置づけております。
また、当社は、平成27年3月に取締役社長を委員長とするコーポレートガバナンス委員会を設置し、持続的な株主価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスに関わる重要事項につき審議し、取締役会へ上程する体制としております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では取締役による経営判断の効率化と業務執行の迅速性を確保するため執行役員制を導入し、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行の分化を図っております。一方で取締役の任期を1年とすることで株主総会の信認の機会を十分確保し、経営責任をより明確化し持続的な経営機能の強化も図っております。また、監査役が各々の経験を活かして公正・中立的立場から経営への監査機能を発揮するとともに、内部監査部門及び会計監査人とも十分連携をとることで監査役会を一層有効に機能させ、経営者の恣意的判断の排除、任務懈怠の防止、継続的な会社の説明責任の確保にも努めております。当社では取締役会の企業統治機能と、社外取締役及び社外監査役による経営監視が十分に機能する体制が整っていると考え、監査役会設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途として発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	会計事務手続上の日程面での制約を考慮しつつも、株主の皆様の利便性向上をはかるべく集中日をなるべく避けた候補日選定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆様が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆様の利便性向上のため、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の株主総会参考書類及び計算書類の英訳を行い、郵送による招集通知の発送前日に、当社ウェブサイトに掲載しました。
その他	電磁的データによる招集通知を、郵送による招集通知の発送日の前日に株式会社東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算時の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・決算短信・決算説明会資料・財務情報・株主総会資料、その他IR資料について以下のウェブサイトに掲載しております。 https://www.takasago.com/ja/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部内にIR/広報室を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ共通の企業憲章及び行動規範を制定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	コンプライアンス、EHS「Environment（環境）・Health（健康・衛生）・Safety（安全）」の推進にも積極的に取り組み、社会と共存する開かれた企業として、社会の一員としての責務を果たしてまいります。具体的な取り組みとして、当社グループ共通のEHS宣言に基づき、中長期計画「EHS100」を策定しております。取組みの詳細につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。 https://www.takasago.com/ja/sustainability/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ共通の企業憲章に「企業情報の適時・適切な開示を行い、広く社会に対して透明性を高めることに努めます」を定めています。 また当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第11条において、適切な情報開示と透明性の確保として以下を定めています。 （1）当社は、会社法、金融商品取引法、その他の適用ある法令及び金融商品取引所規程に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示すること。 （2）当社は、法令に基づく開示以外の情報提供に関しても、企業憲章に基づき適時・適切な開示を行い、広く社会に対して透明性を高めることに努めること。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程･決裁権限規程･稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大な損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、新たな損失リスクが予見される場合は、当該リスクを危機管理計画書の対象に定め、危機管理本部として対応することとしております。同危機管理計画書の対象にならないリスクに対しては、取締役会あるいは執行役員会が必要な対応をすることとしております。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ全体の目標として、3事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標･予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化･効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
グループ共通の企業憲章･行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全･労働安全衛生･保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。
2 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。
3 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
上記(3)項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標･予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定･フォロー･レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。
4 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
上記(4)項の企業憲章･行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

(7) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制
監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、上記(4)項の内部通報制度による通報並びに法令･定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。さらに、監査役の職務の執行に必要がある場合に、その費用は会社が負担することとしております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
「2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております。

(9) 環境･衛生･安全を確保するための体制
人々の健康と安全を守り、地球環境保全に貢献する企業を目指し、環境･衛生･安全に関するEHS宣言を制定しております。また、安全統括本部を設置し、安全管理部において安全管理体制の再構築と環境保全の向上に努めております。さらに、製品の安全･安心の確保を重要事項とし、原材料から製品までの安全性を確保するため、品質保証部を主体とした、調査及び検証体制としております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力や団体に対しては、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨んでおります。
当社グループ企業憲章及び行動規範に、社会の秩序を乱す反社会的勢力に対して毅然と対応する事を定め、この原則を徹底しております。社内に対応部署を設け、平素より関係行政機関や地域企業と情報交換に努めております。また、事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、速やかに対処できる体制としております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値･株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。
この対応策は、2007年６月28日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様の承認を得て導入し、2010年６月25日開催の第84回定時株主総会、2013年６月26日開催の第87回定時株主総会及び2016年６月24日開催の第90回定時株主総会における承認を得て更新しております。（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）
本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値･株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。
なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付を行う旨の提案を受けている事実はありません。
具体的には、買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。
(1) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
(2) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を当社に提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される特別委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。特別委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル･アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価･検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。特別委員会は、買付者から提出された「買付説明書」の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要情報を追加提出するよう求めることがあります。
特別委員会は、買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。
当社取締役会は、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は本新株予約権の無償割当ての要件の該当可能性が問題となっている場合等、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。
本新株予約権は、金１円の金額を払い込むことにより行使し、普通株式１株を取得することができます。また、買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当該株式１株と引換えに本新株予約権１個を取得することができる旨の取得条項が付されております。
当社取締役会は、特別委員会の勧告または株主意思確認のための株主総会決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行い、速やかに決議内容を情報開示します。
本プランの有効期間は、2016年３月期の定時株主総会の終結の時より2019年３月期の定時株主総会の終結の時までの３年間とします。本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。
また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。
当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。
上記の買収防衛策に対する当社取締役会の判断及びその理由
当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値･株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。
(1) 株主意思を反映するものである
イ．本プランは、2016年６月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただきました。
ロ．本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。
ハ．取締役の任期を１年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が反映されます。
(2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
当社は、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、社外役員及びこれに準じた独立性を有する外部有識者を委員とする特別委員会を設置します。これにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値･株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。
更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された「買付説明書」「意向表明書」ならびに特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。
(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定
本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。
(4) 第三者専門家の意見の取得
特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル･アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと
本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止が可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。
(注) 以上は概要となりますので、詳しい内容に関しましては当社ウェブサイト2016年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」及び2016年6月24日付「「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」継続の承認及び当プランに関する特別委員会委員の候補者の一部変更に関するお知らせ」を御参照下さい。
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1360011
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1375233

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

